

札幌市保健所事業概要(報告)

令和7年12月16日(火)

令和7年度 札幌市保健所運営協議会

札幌市保健所の令和6年度決算および令和7年度予算について

①令和6年度 決算のポイント

- ✓ 感染症関連経費が全体の1/2を占める。
- ✓ 予防接種実施に関する費用など、法令等により支出が義務付けられている経費の割合が多い。

【令和6年度 決算額】

184億7,462万円

【主な事業の令和6年度決算額】

事業名	令和6年度 決算額	内容
感染症予防費	93億4,892万円	インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの予防接種費
その他予防衛生費	82億6,285万円	難病患者支援経費等

②令和7年度 予算のポイント

- ✓ 感染症関連経費の増加
- ✓ 難病患者支援経費等の増加

【令和7年度 予算額】

令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	前年度比
令和7年度当初予算額 195億7,555万円	令和6年度当初予算額 156億4,522万円 (令和6年度最終予算額 216億229万円)	39億3,033万円

【主な事業の令和7年度予算額】

事業名	令和7年度 予算額	前年度 予算比	内容
感染症予防費	96億947万円	+27億8,511万円	定期予防接種に関する経費および帯状疱疹ワクチンの定期接種化に伴う増
その他予防衛生費	90億1,403万円	+11億8,232万円	難病患者支援経費等の増

札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画及び 札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ（強毒）編】 の改定について

保健福祉局保健所感染症総合対策課

新型コロナ対応を踏まえて、令和5年度から3年間で4つの感染症関係計画の策定・改定を予定

新：新規策定

改：改定

令和5年度

令和6年度

令和7年度

新 札幌市感染症予防計画

札幌市の感染症対策の基本指針

- 計画期間は令和6～11年度
- 感染症全般を対象とし、感染症危機に備えるため、平時・有事の札幌市の取組を規定

根拠法令：感染症予防法

**新 札幌市保健所・衛生研究所健康危機対処計画
(感染症編)**

保健所・衛生研究所の感染症有事体制強化の手引き

- 新型コロナ対応を踏まえた業務フローを想定

根拠法令：地域保健法に基づく基本指針

改 札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画

感染症危機発生時の札幌市の行動指針

※ 現行計画は平成26年8月に改定

- 新興感染症を対象とし、**平時の備え、有事の対応として札幌市が実施する対策**を規定

根拠法令：新型インフルエンザ等対策特措法

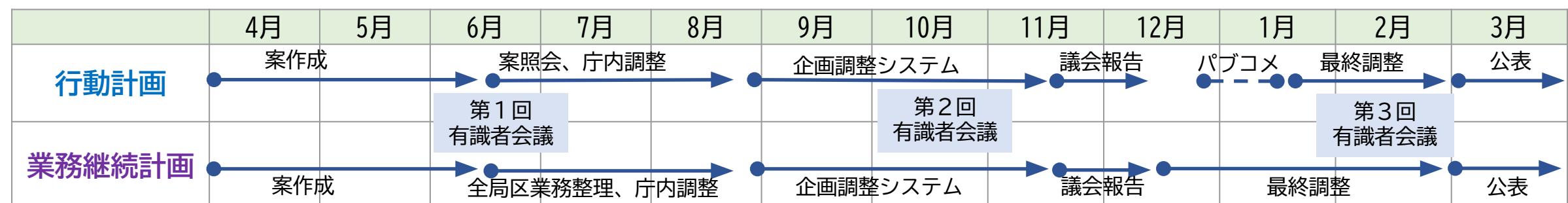
改 札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ（強毒）編】

感染症危機発生時の全局区の業務継続指針

※ 現行計画は平成24年3月に策定

- 新興感染症の発生時に、全局区の業務の継続、縮小・休止等を判断する際の基準をあらかじめ規定

スケジュール



札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定概要

- あらかじめ感染症危機発生時の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るための計画
- 令和6年7月、政府行動計画が、新型コロナ対応を踏まえて、約10年ぶりに大幅に改定
- 令和7年3月、北海道行動計画が、政府行動計画の改定を受けて、改定



札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画の基本的な改定方針

- ・政府行動計画及び北海道行動計画に基づくとともに、札幌市感染症予防計画等の関連計画との整合性を確保
- ・令和5年12月に取りまとめた「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応に係る検証報告書」の反映
- ・各局の役割分担や札幌市感染症対策本部体制（全庁体制）の見直し

＜改定の主なポイント＞

- ・新型インフルエンザや新型コロナだけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症を想定
- ・発生段階を3期（準備期、初動期、対応期）へ再編、準備期の取組の充実
- ・対策項目を6項目から13項目へ拡充、内容の精緻化

現行：①実施体制、②サーベイランス・情報収集、
③情報提供・共有、④予防・まん延防止、
⑤医療、⑥生活・経済の安定確保



改定：①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、水際対策、⑥まん延防止、ワクチン、⑧医療、治療薬・治療法、
⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬生活・経済の安定確保

項目名	準備期 (平時)	初動期 (迅速な準備)	対応期 (基本的対処方針に基づく対応)
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 実践的な訓練の実施 初動体制の整備、強化 国、北海道等との連携強化 行動計画等の点検 	<ul style="list-style-type: none"> 府内連絡会議の開催 保健所・衛生研究所の有事体制への移行 全庁対応への移行準備 札幌市感染症対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 国的基本的対処方針に基づいた対策の実施 まん延防止等重点措置への対応 緊急事態措置への対応（札幌市新型インフルエンザ等対策本部の設置、市内の総合調整等）
②情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 発生状況等に係る情報収集 リスク評価を踏まえた体制移行の準備 市民等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・分析に基づく包括的なリスク評価の実施 リスク評価に基づく感染症対策の判断、実施及び見直し
③サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> 平時の感染症サーベイランス（下水サーベイランスを含む）の実施 医療機関におけるシステムによる届出などDXの推進 国と連携した人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> 疑似症サーベイランスの開始 全数把握等のサーベイランスの強化 サーベイランスから得られた情報の市民等への共有 	<ul style="list-style-type: none"> 流行状況に応じたサーベイランスの継続（全数報告から定点報告への移行等） 下水サーベイランス等、市独自の取組の実施
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 感染症に関する情報提供・共有 偏見や差別、偽・誤情報に関する啓発 コールセンター等の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行拡大に備えた科学的知見等に基づく正確な情報の提供、共有 偏見や差別、偽・誤情報への対応 コールセンター等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 初動期の対応の継続 リスク評価に基づく情報発信の決定・見直し
⑤水際対策	<ul style="list-style-type: none"> 検疫所との連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 検疫所・医療機関との連携強化 国・北海道と連携し、居宅等待機者等への健康監視の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 初動期の対応の継続
⑥まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の普及 緊急事態宣言発令時の外出自粛要請など対策強化に向けた理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> 患者の発生に備え、患者や濃厚接触者への対応の確認（入院勧告・措置、外出自粛要請等） 	<ul style="list-style-type: none"> 患者・濃厚接触者への対応等の措置を実施 事業者への感染対策の徹底の要請 医療機関、高齢者施設等における感染対策強化

項目名	準備期 (平時)	初動期 (迅速な準備)	対応期 (基本的対処方針に基づく対応)
新設 ⑦ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ■ ワクチン接種体制の構築に向けた準備 ■ 特定接種に向けた登録事業者の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ワクチン接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ワクチン接種の実施 ■ ワクチンや予防接種に係る情報の提供 ■ 予防接種健康被害救済制度への対応
⑧医療	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療措置協定（病床確保・発熱外来等）の推進 ■ 宿泊措置協定の推進 ■ 訓練等による実行性の確保、DXの推進 ■ 相談センターの準備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 感染症指定医療機関の患者受入体制の確保 ■ 市内医療提供体制に係る市民等への周知 ■ 予防計画に基づく医療提供体制・検査体制の確保 ■ 相談センターの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 流行状況に応じた医療提供体制の拡充 ■ 入院、宿泊療養、自宅療養の振り分け ■ 相談センターの強化
新設 ⑨治療薬・治療法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療機関等への情報提供・共有体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 治療薬等の流通管理及び適正使用の指導等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 治療薬等の流通管理及び適正使用の指導等の継続
新設 ⑩検査	<ul style="list-style-type: none"> ■ 衛生研究所の検査体制の整備 ■ 検査等措置協定の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検査方法の確立 ■ 検査能力の確保状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 衛生研究所及び検査等措置協定に基づく民間検査機関等による検査体制の拡充、段階的な体制の切替え
新設 ⑪保健	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保健所及び衛生研究所等の有事体制の整備 ■ 業務継続計画（BCP）の策定、DXの推進 ■ 研修、訓練等を通じた人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保健所・衛生研究所の有事体制への移行 ■ 感染症指定医療機関の患者受け入れ体制の確保 ■ 相談センターの整備 ■ 市民向けのコールセンター等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談対応、検査・サーバイランス、疫学調査、入院調整等の感染症対応業務の実施 ■ 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し
新設 ⑫物資	<ul style="list-style-type: none"> ■ 感染症対策物資等の備蓄 ■ 感染症対策物資に係る関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 初動期の対応の継続
⑬生活・経済の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援実施に係る仕組み、情報共有体制の整備、手続きのDX推進 ■ 事業者への業務継続計画の策定、柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨 ■ 物資及び資材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者に対する事業継続に向けた準備等の要請 ■ 生活関連物資等の安定供給に関する市民・事業者への呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要生活支援者、事業者への支援 ■ 市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を目的とした対応

1 目的と策定の経緯

- 新興感染症による危機発生時では、市職員本人や家族の感染等により出勤できる職員が減少するなど、平時と異なる状況下での業務執行が必要
- 業務継続計画は、各職場における業務の優先順位などをあらかじめ定めておき、感染症危機発生時に適切に業務を執行することが目的
- 平成24年(2012年)に新型インフルエンザ対応の経験を踏まえて策定した「札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ(強毒)編】」を、新型コロナウイルス感染症対応の経験や札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を踏まえ、「札幌市業務継続計画(新興感染症編)」に改定

2 被害想定

職員本人のり患やり患した家族の看病、感染者と濃厚接触した職員の外出自粛等により、職員の最大40%程度が出勤できない状況を想定

3 内容

業務の継続・縮小の基本的な考え方などが記載されている計画本文に加え、各局区の各課単位で以下の2点を整理した業務整理表を作成

① 業務の優先順位を整理

- 通常業務を、「継続」、「縮小」、「休止・中断」に分類
- 感染症危機発生時に新たに発生(業務量増加含む)する「新規・増加」業務の有無を確認

② 人員計画を策定

- 人員減少時・業務縮小時に必要な職員数等を整理

4 主な変更点

(1) 対象とする感染症の拡充

現行

強毒の新型インフルエンザ

改定後

感染症法第6条で規定する以下の感染症
・新型インフルエンザ等感染症
・指定感染症
・新感染症

(2) 発動基準の項目の新設

発動基準の概要

- 国内で新興感染症が確認され、全庁的な対応に移行するため、業務継続計画の発動が必要であると判断された場合。
- 市内の流行状況や職員の出勤自粛・出勤困難状況等により、通常体制では業務を継続することに支障をきたすと判断された場合。

各局区の業務整理表の集計結果（業務区分）

事務分掌を基本として洗い出した全庁のすべての業務

(5,190業務)について、「継続」、「縮小」、「休止・中止」及び「新規・増加」の区分に振り分けた。

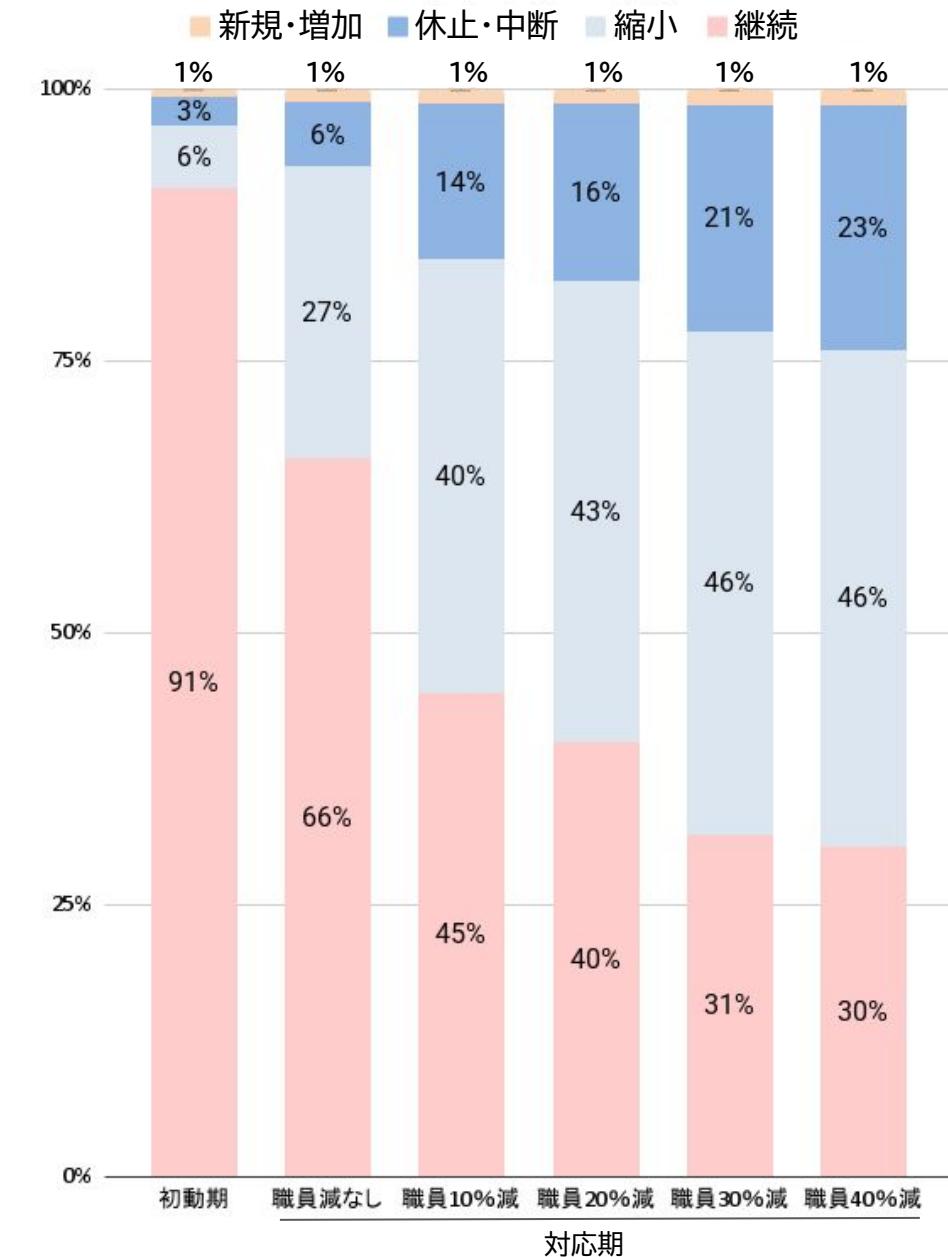
結果、初動期では、ほとんどの業務が「継続」となっているが、対応期から業務の縮小が進み、職員10%減の状況では「縮小」及び「休止・中止」の占める割合は全体の54%となり、職員40%減の状況では全体の69%となった。

※業務区分の振り分けに当たって、感染症危機発生時に保健所を中心に実施する新興感染症対策業務は入っていないため、「新規・増加」の占める割合は全体の1%と少なくなっている。

全庁の業務区分の振り分け結果

	初動期	対応期					
		職員減なし	職員10%減	職員20%減	職員30%減	職員40%減	
継続	4,719	3,425	2,310	2,069	1,630	1,576	
縮小	296	1,394	2,066	2,209	2,405	2,370	
休止・中止	136	306	745	842	1,082	1,171	
新規・増加	38	64	69	70	73	73	
合計	5,189	5,189	5,190	5,190	5,190	5,190	

割合で
グラフ化



第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ 推進計画の取組について

令和7年12月16日(火) 札幌市健所運営協議会

札幌市保健所 食の安全担当部

第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画について

対応する計画の施策目標と基本施策(抜粋)

I : 誰もが食の安全の確保の主役となる街

基本施策 食品等の安全性に関する学習

- ・学習する機会の提供、人材の育成、市民の自発的取組の促進

II 食の安心の意識が育まれる街

基本施策 相互理解の促進

- ・情報の発信、事業者取組の情報提供の推進、情報及び意見の交換の促進

III 食の安心・安心を基盤とした魅力あふれる街

基本施策 食産業・観光の進行への寄与

- ・食のブランド力向上

第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画について

第3次計画の主な指標項目	R6実績	R11目標値
映像を活用した食の安全・安心に関する情報発信日数(期間延べ日数)	累計 586日	累計 1,000日
食の安全に取組む事業者等の情報に触れ、飲食店等の利用又は食品の購入時の行動を見直した市民の割合	37.0%	50%

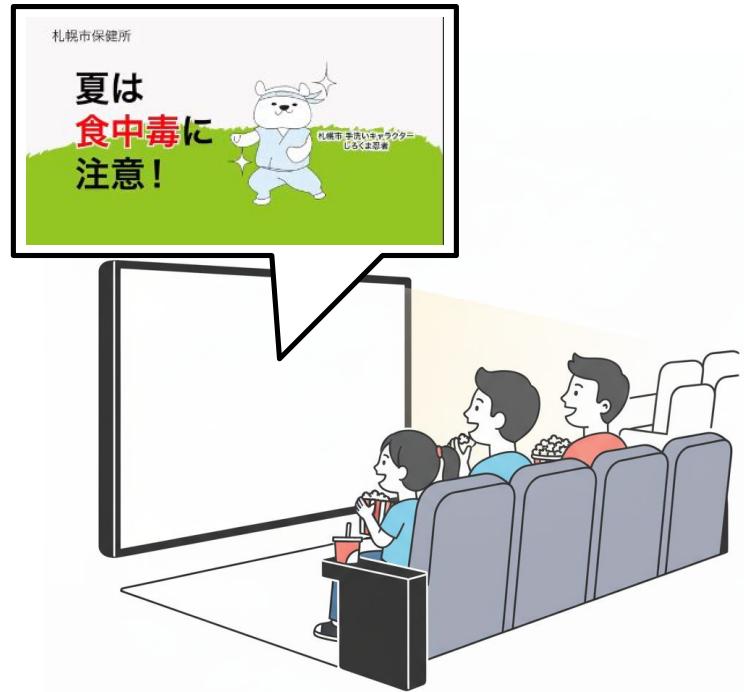
食中毒予防啓発動画「お肉はよく焼きで」

札幌市保健所

映像を活用した情報発信～広範な年代に向けた効率的な広報～

街頭ビジョンの活用

- ・期間 7/1～8/31
- ・場所 地下歩行空間
大通駅コンコース



劇場での食中毒啓発

- ・期間 7/25～8/7
- ・場所 札幌シネマフロンティア
- ・映画を観覧した方 約72,000人

幅広い年代に対応した、参加型学習機会の提供

次世代への食の安全意識の醸成

子ども食品Gメン体験事業

小学生が食品衛生監視員(Gメン)の仕事を体験する事業

- ・日時 令和7年8月7日(木)
6:00～11:30
- ・場所 札幌市中央卸売市場
- ・参加者 親子14組 29名
- ・内容 中央卸売市場のセリ場見学、
模擬検査体験などを通じて、
食の安全について学んでもらう

体験の紹介動画をYouTubeで公開中です



幅広い年代に対応した、参加型学習機会の提供

次世代への食の安全意識の醸成

子ども食品Gメン体験事業

参加者の声

- ・自分たちが、くだもの、やさい、おさかなを食べるまえに、いろいろな人たちが検査をしてくれていることを知りました。
- ・ちゃんとけんさや、じつけんをしていてとても心づよいと思いました。



幅広い年代に対応した、参加型学習機会の提供

市民目線での食の安全確保

食の安全・安心モニター事業

市民が自ら考えモニター活動を市に報告する取り組み

- ・事業期間 令和7年5月～令和8年3月

・内容

日常の買物や外食の際、食品の表示や店舗の衛生管理状態を、自らの視点でチェックし、定期的に市へ報告してもらう

- ・モニター参加者 28名

- ・実施報告数(令和7年11月時点)163件

活動開始前に、保健所職員から食品表示の基礎知識などの研修を受けていただきました



啓発イベントへの参加

「いきいきウェルネスフェア」

■出展日

令和7年10月17日(金)～19日(日)

■場所 アクセスサッポロ

■主な出展内容

- ・食中毒予防に関するパネルや毒キノコの模型などの展示
- ・ATP測定器による手の汚れチェック体験

■来場者数

8140人



啓発イベントへの参加

さっぽろウェルネスイベントへの出展

■出展日

令和7年10月25日(土)～26日(日)

■場所 イオンモール札幌発寒

■主な出展内容

- ・食中毒予防に関するパネル展示
- ・ATP測定器による手の汚れチェック体験

■体験実施者数

522名



今後の市民啓発の予定～事業者の取り組みを伝える雑誌掲載

フリーぺーぺー 「スコブル」

(12月10日発行)

【掲載対象事業者】

食の安全への取組を行政との協定で可視化し、消費者に伝える「さっぽろ食の安全・安心推進協定」を締結した事業者



画像は作業中のものです

今後の市民啓発の予定～事業者の取り組みを伝える雑誌掲載

月刊「poroco」

(1月20日発行予定)

【掲載対象事業者】

優良な衛生管理に加え、外国語メニューや栄養成分表示などを用いる飲食店が登録できる「食の安全・安心おもてなしの店」推進事業への登録事業者



画像は過去の掲載紙面です

今後の市民啓発の予定～チカホでの啓発イベント

食のまちさっぽろフェスト inチ・カ・ホ 2026

■実施日

令和8年2月11日（水・祝）

■場所

札幌駅前通地下歩行空間（北3条広場）

■主な内容（予定）

- ・しろくま忍者の手洗いソング＆ダンス
- ・食の安全トークショー
- ・食の安全・安心に取り組む企業による講演



画像は昨年のポスターです

札幌市旅館業法施行条例及び 札幌市公衆浴場法施行条例の改正について

札幌市保健所生活環境課

背景

- ・札幌市保健所では、旅館・ホテルや公衆浴場の許認可事務を所管
- ・近年、新たな形態の営業を望む事業者が増え、現行の条例での対応が困難となっている。
- ・そこで、旅館業法条例及び公衆浴場法条例（※）について、社会情勢の変化に対応できる内容へと改正を予定

（※）札幌市旅館業法施行条例（以下「旅館業法条例」という。）、及び札幌市公衆浴場法施行条例（以下「公衆浴場法条例」という。）

スケジュール等（予定）

R7.12 庁内手続き開始

R8.1 R8年第1回定例市議会に上程

R8.4 改正条例施行

＜情報提供先＞

札幌ホテル旅館協同組合、定山渓観光協会、
定山渓温泉旅館組合、札幌公衆浴場商業協同組合、
北海道警察

旅館業法条例の改正案

【緩和】客室内浴室の見通し規制の廃止

- ・善良な風俗の保持のため、ガラス構造など見通し可能な浴室の設置は条例で規制
- ・近年、デザイン性や高級感を求める利用者への対応として客室内浴室をガラス構造とする要望が増
- ・設置の目的を鑑みると風紀の乱れをきたす恐れはないため、客室内における浴室の見通し要件については廃止

【緩和】玄関帳場（フロント）の面積や長さの規定を廃止

- ・H30年に旅館業法が改正され、玄関帳場（フロント）が無くても、タブレット等のICT機器の活用により、マンションの一室や戸建て住宅でも旅館業が可能となった。
- ・近年は、自動チェックイン機の導入が進む中で、外観からもホテルであることが明白であっても、玄関帳場（フロント）の面積や長さの基準を満たさない場合には、旅館ホテルであることの表示等が必要であり、事業者の負担となっている。

【追加】共同浴室の建物外部からの見通しについて規定

- ・外部から共同浴室を容易に見通せなくするようにこれまでに要綱により指導してきたが、風紀の確保の上で重要であるため、公衆浴場と同様に条例で規定する。

市公衆浴場法条例の改正案

【緩和】着衣入浴時の外部からの見通し対策の緩和

- ・屋外のサウナイベントが増えているが、現行の規定では水風呂等を外部から見通せないようにすることが必要。
- ・水着などを着衣のうえで入浴する場合で風紀上支障がない場合には、浴槽等を外部から見通せなくする措置を不要

【緩和】飲料水設備や便所の設置場所規定を緩和

- ・飲料水設備や便所の配置について、脱衣後にも利用可能であるように脱衣室に併設することが条例での要件
- ・今後は、サウナイベント時など、着衣での利用もあることから、利用者の動線等を考慮して柔軟に配置が可能

令和7年12月16日
保健所運営協議会
生活衛生担当部(動物愛護管理センター)

ノースサファリサッポロ閉園に伴う 動物の飼育管理状況と 保健所の対応について

1. 概要と経緯～問題の背景～

○ 都市計画法違反

平成17年の開業当初から、開発が制限される「市街化調整区域」で、市の許可を得ずに動物舎等を建築・増築。

○ 約20年間の違法状態

この違法状態が長年是正されないまま運営が継続されてきた。

○閉園

令和7年2月に違法状態が大きく報道され、
本年9月30日をもって閉園となった。

1. 概要と経緯～閉園後の現状～

園内に残存する動物

閉園後も、多数の動物が園内に残されている。

これらの動物の処遇、特に安全管理や飼育状況について、市民や報道から高い関心と不安の声が上がっている。

保健所は動物愛護法に基づき、全ての動物の適正な飼育と安全な移動について指導・監視を継続していく。

256頭
(R7.11.30現在)

2. 保健所の主な対応経緯

年月日	出来事・対応内容
R7. 2. 1	違法建築報道
R7. 2.28	動物移動計画の提出を指導
R7. 3.10	事業者が9月末の閉園を発表
R7. 9.30	閉園（移動計画の「再提出」を指導）
R7.10.24	立入検査（飼育状況悪化なし）
R7.10.31	事業者から「計画提出遅延」と連絡
R7.11. 4	11月末までの再提出を口頭指導
R7.11.30	動物移動計画の提出（12月の移動計画のみ記載）

3. 直近の立入検査 (R7.10.24)

飼育状況

動物の衰弱、不衛生な状態、餌不足の兆候など、
閉園による飼育状況の悪化は見られなかった。

事業者の説明

「閉園後も、動物の飼育費用および飼育人員は確保している」との説明を受けている。

4. 現在の課題と指導内容 ～特定動物と安全管理～

特定動物 の移動

ライオン、トラ等26頭が
残存。受け入れ先が限られ、移動は難航する可能
性が高い。

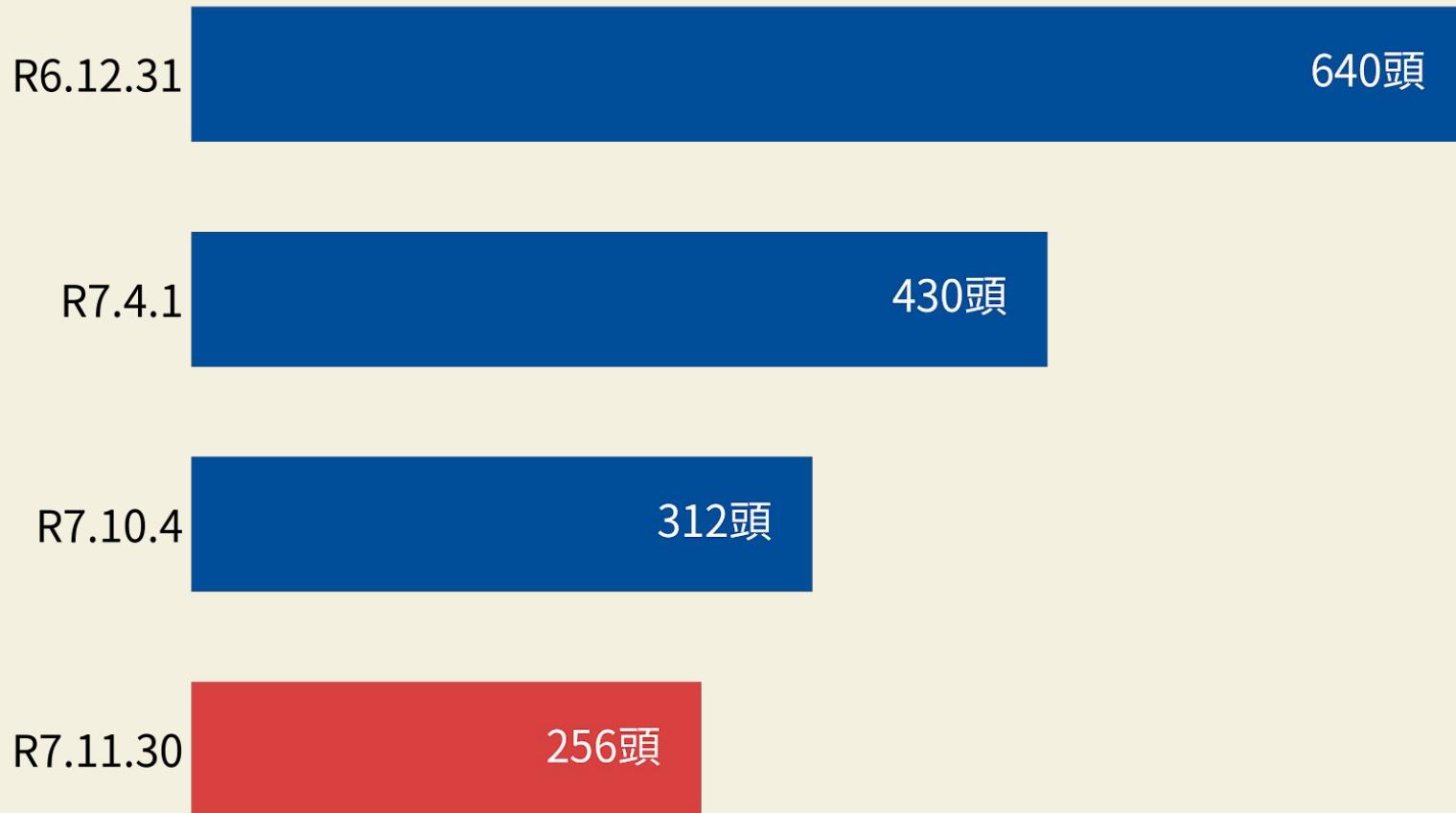
安全管理 の懸念

地元町内会から、特に特定動物の脱走等に対する対応に係る陳情
あり。

冬季対策 の指導

事業者に対し、冬季の安全対策に万全を期すよう強く指導。

5. 飼育動物数の推移



閉園する旨の発表後、動物数は減少傾向にあるが、
11月末時点でも256頭が残存している。

6. 今後の対応方針

○ 継続的な監視

定期的な聞き取りと、必要に応じた立入検査を
継続する。

○ 適正飼育の指導

園内に残る動物の適正な飼育管理が継続されるよう、
指導を徹底する。

○ 移送の促進

全ての動物が、速やか、かつ、安全に移送されるよう、
事業者への指導を実施する。